

Q&A

患者の紹介料を払っても良いのか？

Q. 新型コロナウイルス感染症が収束した後に、医療ツーリズム（診療目的の旅行）の受け入れ、特にアジアからの患者の受け入れを検討しています。医療法人と患者さんの間に、日本在住のコーディネーターが仲介役になり、コーディネーターが患者さんを連れてくる方式です。コーディネーターからは、紹介料の支払いを条件とされていますが、支払うことは法的に可能でしょうか。紹介料等の支払いが可能な場合には、留意点を教えてください。

A.

1. 紹介料の支払いの是非

平成 26 年 4 月改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号。以下「療担規則」とする）第 2 条の 4 の 2 第 2 項において「経済上の利益の提供による誘引の禁止」が明記されました。これにより、保険医療機関は、事業者またはその従業員に対して、患者紹介の対価として、金銭・物品・便益・労務・饗応等の経済的利益の提供を行うことが禁止されました。

ところが、保険医療機関が行う自由診療（自費診療）について、患者紹介の対価を支払うことの可否については、上記療担規則で禁止されているのか否か、必ずしもはっきりしていませんでした。そこで、厚生労働省医政局総務課保険局医療課が、令和 2 年 6 月 19 日、定期健康診断等を中心に医療事業を行っている医療法人社団から求められた、「自由診療領域においてサービス利用企業を紹介した者に対する紹介料の支払いに関する確認（疑義照会）」への回答として、「療担規則は、健康保険法第 70 条第 1 項および第 72 条の規定に基づき、保険医療機関および保険医が、療養の給付や健康保険の診療にあたる際の一定のルールを定めたものであり、自由診療として行われる定期健康診断やインフルエンザ予防接種は、療養の給付として行われるものではないことから、療担規則第 2 条の 4 の 2 第 2 項の禁止規定は適用されない¹⁾」と示しました。

つまり、療担規則が「経済上の利益の提供による誘引の禁止」の対象としているのは、健康保険法に基づく保険診療についてであり、保険医療機関が、保険診療ではない自由診療において紹介料を支払うことは同条に抵触するわけではありません。前述の令和 2 年 6 月 19 日付

厚生労働省の回答は、保険医療機関という主体に着目するのではなく、保険診療または自由診療という属性に着目したもといえます。

したがって、保険診療と自由診療の両方を扱う保険医療機関が、自由診療の患者の紹介を受けた場合に、紹介者にその対価（紹介料）を支払うことは、療担規則第2条の4の2第2項の規定に反しないということが明確になりました。ただし、保険医療機関が、保険医療（診療の給付）を行う患者の紹介を受けた場合に、紹介者に対して対価（紹介料）を支払うことは、引き続き同条項により禁止されています。

2. 留意点

前述のとおり紹介料を支払うことが可能なケースがありますが、患者の紹介を受けて紹介料を支払う際の留意点について説明します。

まず、上記のとおり療担規則で禁止されていないのは自由診療の患者に関する紹介料ですから、保険診療患者に関する紹介料の支払いと疑われないよう、明確に区別しておくことです。保険者から疑われないことはもちろんのこと、紹介者との間のトラブルを回避するために、「自由診療患者の紹介のみが紹介料支払いの対象である」と契約書で明記しておくこと、また、紹介者となる事業者がこの点を十分説明し、更には医療機関側の担当者にもきちんと指導しておくといいでしょう。

次に、厚生労働省の平成26年7月10日付事務連絡²⁾によると、禁止行為を避ける意図のもとで「紹介料」という名目・外形を用いていなくとも実質的に紹介料と判断される場合には禁止行為に該当することになります。

また、患者紹介を行う者が、車の運転業務や患者との連絡業務を行い、医療機関が委託料を支払うケースも考えられます。運転や連絡に関する委託料などに患者紹介の対価が実質的に上乗せされている場合や、委託料の金額が診療報酬の一定割合と設定されている場合には、実質的に患者紹介の対価として支払われているものと判断され、禁止行為に該当すると厚生労働省は説明しています²⁾。設問のケースでは、コーディネーターが診療に立ち会い、通訳を務める場合もあるでしょう。その通訳料の支払いの取り扱いについても注意が必要な場合があります。患者側が通訳料を負担する場合や、自由診療において医療機関側が通訳料を負担する場合には、療担規則への抵触はありませんが、保険診療において医療機関側が通訳料を負担する場合、患者紹介の対価が上乗せされている、または実質的な患者紹介の対価であると疑われないよう、通訳料の金額には留意することが必要です。通常の通訳料よりも高くはないこと、

社会通念上合理的な計算根拠に基づくこと、通訳料の金額が診療報酬の一定割合と設定しないこと、などに留意が必要です。

【参考文献】

- 1) [「確認の求めに対する回答の内容の公表」\(令和 2 年 6 月 19 日 厚生労働省医政局総務課 保険局医療課\)](#)
- 2) [「疑義解釈資料の送付について\(その8\)」\(事務連絡 平成 26 年 7 月 10 日\)](#)

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [日本とアジアメディカルツーリズム先進国との現状分析と日本のメディカルツーリズムの方向性***](#)
- ・ [韓国の外国人医療実態調査：医療目的渡航者の受入れ体制整備の観点から**](#)

[*] は判例に対する各文献の関連度を示す。